

第37回 千葉県屋外広告物審議会議案一覧表

平成27年1月30日

第1号議案 首都圏中央連絡自動車道の一部区間における禁止地域等の指定について（諮問）

第1号議案

首都圏中央連絡自動車道の一部区間における禁止地域等
の指定について（諮問）

千葉県屋外広告物条例第4条第10号の規定により禁止地域等を次のとおり指定する。

首都圏中央連絡自動車道のうち、神崎インターチェンジから大栄ジャンクションまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域

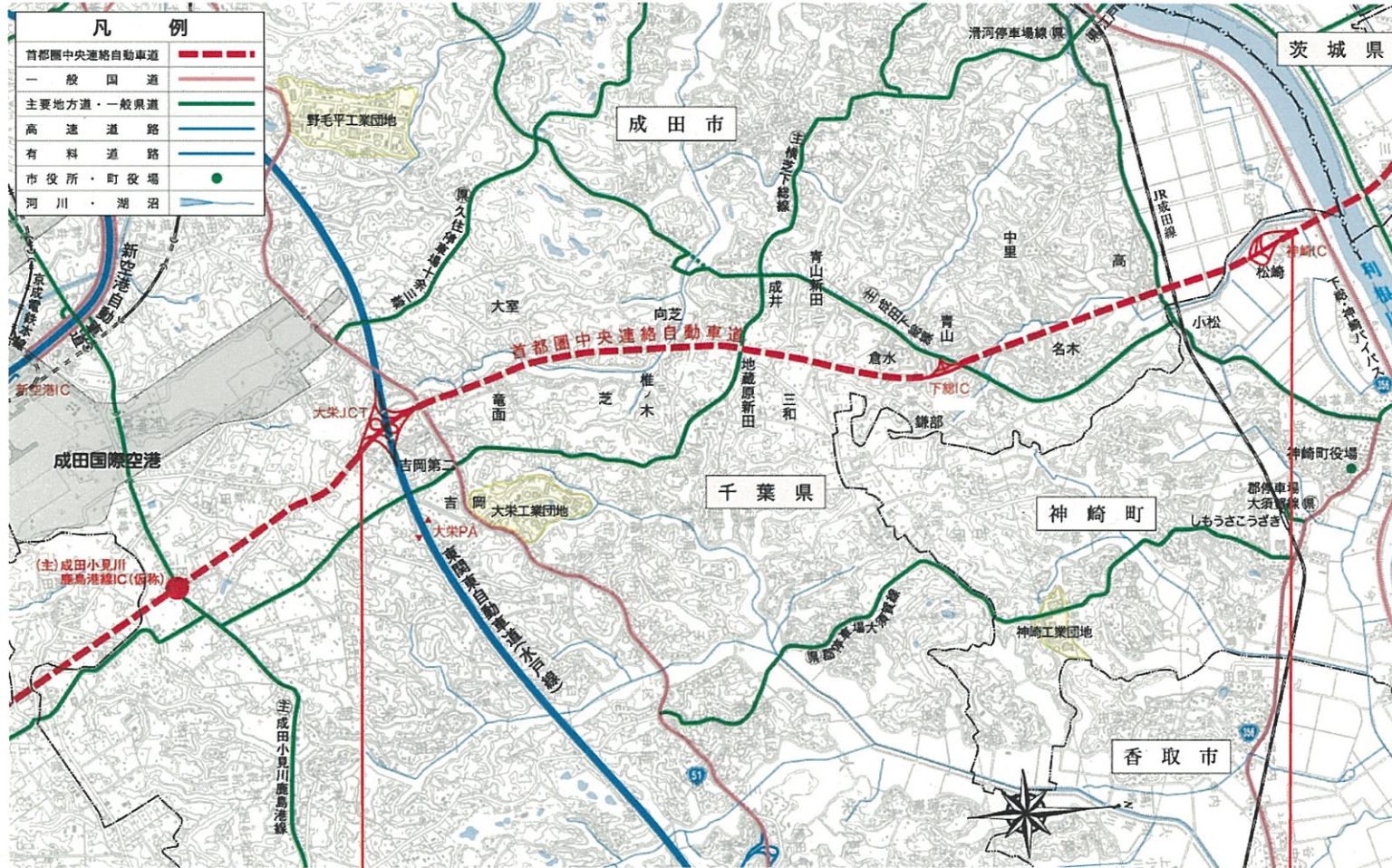
理 由

首都圏中央連絡自動車道の神崎インターチェンジから大栄ジャンクションの沿道は、田園、里山等の良好な景観の形成に恵まれ、周囲には、成田国際空港や成田新高速鉄道等が存在し、また、東関東自動車道との接続道路となることから、特に良好な景観の形成や風致を維持し、豊かな自然と調和する屋外広告物の規制を図る必要があるため。

「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」案内図



「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」位置図



指定する首都圏中央連絡自動車道の区間

〔禁止地域等は、両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で、道路から展望できる区域〕